



**千葉訴訟第一陣最高裁
ついに国に対する判決が言い渡されます!!**

福島原発千葉訴訟第一陣 最高裁 判決言渡日

2022年6月17日(金) 14:30～

最高裁判所

○今回の裁判のみどころ

福島原発千葉訴訟第一陣のみならず他の同種訴訟3件(福島, 群馬, 愛媛)について, 最高裁判所が, 判決を言い渡します。

福島第一原発事故の責任が国にあるのか, 最高裁判所により, 統一的な判断が下されます。

○当日のスケジュール(予定)

- 12:30 頃 事前集会@最高裁正門前
- 13:15 頃 入廷行進・当事者席参加者入廷送り出し@最高裁正門前
- 14:30 頃 判決言渡
- 15:15 頃 旗出し@最高裁正門前
- 16:00 頃 合同記者会見@衆議院第一議員会館会議室
- 17:30 頃 報告集会@日本教育会館2階

※傍聴するための抽選券交付のスケジュールですが, 最高裁判所は, 直前まで, 当弁護団も含め告知しない運用です。

そのため, 当日の抽選券交付のスケジュールは, 最高裁判所「03-4233-5176」へ直接お尋ねください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため, ソーシャルディスタンスの確保・マスクの着用・手首の消毒等にご協力ください。

○お問い合わせ: 原発被害救済千葉県弁護団 TEL:043-222-1831 FAX:043-222-1832

〒260-0013

千葉市中央区中央3丁目5番1号 千葉中央トーセイビル9階 藤井・滝沢総合法律事務所内 <http://gbengo-chiba.com>

原発被害救済千葉県弁護団

検索

○福島原発千葉訴訟第一陣（最高裁） これまでの裁判の経緯

福島原発千葉訴訟第一陣（最高裁）は、福島第一原発事故によって千葉県に避難された方々（一番原告）が、国と東京電力に対して損害賠償責任を求めている裁判です。

東京電力に対する損害賠償責任に関し、本年3月2日、最高裁判所が、東京電力と一番原告の上告を棄却し上告を受理しないことで、確定しました。つまり、東京電力に対する損害賠償責任に関しては、令和3年2月19日の東京高等裁判所第22民事部の判決内容で、確定しました。

平成25年3月11日、本訴訟を、千葉地方裁判所へ提起しました。平成29年9月22日、千葉地方裁判所民事第3部は、国の責任を否定する判決を言い渡しました。

令和3年2月19日、東京高等裁判所第22民事部は、国の責任を明確に認めました。他の同種訴訟においても、令和2年9月30日の仙台高裁判決、令和3年9月29日の高松高裁判決と、高等裁判所、国の責任を認めております。

本年4月15日、最高裁判所において、弁論が実施され、一番原告ご本人と弁護団による意見陳述を行いました。

そして、ついに本年6月17日、福島原発千葉訴訟第一陣のみならず他の同種訴訟3件（福島、群馬、愛媛）に関しても、最高裁判所が、国の責任に関する統一的な判断を下します。

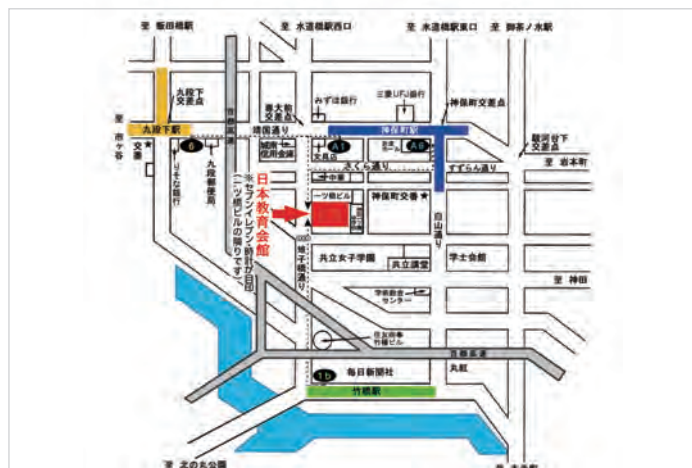
○裁判所・報告集会の場所

裁判所：
最高裁判所



〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

報告集会：
日本教育会館2階



〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2